

# 大 矢 船 自 治 会 会 則

## 第1章 総 則

(名称及び所在地等)

第1条 当自治会は大矢船自治会(以下「本会」という。)と称し、事務所を大船船中町1-10大矢船自治会館に置く。

2 大矢船自治会別館を大矢船北町20-1に置く。

## 第2章 目 的

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と団結を図るとともに、会員の自覚と協力によって、健康で文化的な生活環境の向上と住みよい街づくりを行うことを目的とする。

2 本会は組織活動として、特定の政党、思想及び宗教に関係してはならない。

(事業)

第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の融和親睦に関する事。
- (2) 生活環境の改善に関する事。
- (3) 福祉厚生に関する事。
- (4) 教養文化及び体育に関する事。
- (5) 防犯防災及び交通安全に関する事。
- (6) 青少年育成に関する事。
- (7) 広報に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事。

## 第3章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、大矢船北町、中町及び南町に居住する者並びに建物を有するものとする。

2 街区を基準に、班を構成する。

(会員の権利)

第5条 会員は、すべて平等に扱われる権利を有する。

2 会員は、本会運営について総会等に出席して意見を述べるができる。

(会員の義務)

第6条 会員は次の義務を負う。

- (1) 会員は本会目的達成のため協力し、本会を運営するために別に定める諸経費を会費として納付する。
- (2) 会員は、会則及び活動方針を遵守しなければならない。

(入会及び退会)

- 第7条 入会届が受理されたときをもって、第5条に定める権利を取得し、又第6条に定める義務を負う。
- 2 退会届が受理されたことをもって、第5条に定める権利を失い、又第6条に定める義務を免れる。
- 3 会員が適正な理由を自治会に提示せず会費の納付期限を2カ月超過した場合、自治会は会員へ退会手続きを取る事が出来る。
- 4 再入会する場合は、退会日から起算して1年以上経過すること。

## 第4章 機 関

(総会)

第8条 総会は、最高決議機関であって、班長及び役員で構成する。

(総会の種類)

第9条 総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は4月及び3月に開催する。
- 3 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 役員会で必要と認めたとき。
- (2) 班長の3分の1以上又は会員の5分の1以上から会議の目的又は召集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したとき。

(総会の招集)

- 第10条 総会は会長が議題を示し召集する。但し、第9条第3項第2号に掲げる場合は請求のあった日から2週間以内に総会を招集しなければならない。
- 2 班長及び役員は、やむを得ない事情が生じたときは、委任状を提出して議決権を行使することができる。尚、当該班長は同班会員が代理出席できるように努めなければならない。この場合は代理会員の議決権はこれを認める。

(総会の決議事項)

第11条 総会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 大矢船自治会会則及び特別会計規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 特別委員会の設置及び廃止に関する事項
- (6) 特別会計の制定及び廃止に関する事項
- (7) その他役員会で必要と認めた事項

(総会の議長)

第12条 総会の議長は出席した班長及び役員の内から選出する。

(総会の議決権)

第13条 班長及び役員は総会において、各1票の議決権を有する。

(総会の成立及び議決方法)

第14条 総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委任状の提出者は前項において出席者と見做す。
- 3 議決は議決権者の過半数の賛否で決定し、賛否同数の場合は議長が決する。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の開催日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数(含む委任状提出者数)
- (4) 議案
- (5) 議事の経過概要とその結果

(役員会)

第16条 役員会は会長、副会長、書記、及び専門部長、同副部長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関である。

- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会においては会長が議長をつとめる。
- 4 役員会は3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席役員者の過半数の賛否で決定し、賛否同数の場合は議長が決する。

(役員会の審議事項)

第17条 次の事項は役員会の審議を経なければならない。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の実施に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(特別委員会の設置)

第18条 第2条の目的を達成するため必要があるときは、総会の承認を得てその解決すべき案件に限定した討議、調査及び提案する特別委員会を設置することができる。又、同委員会にはその任務が特定できる名称を付さなければならない。

(特別委員会の構成及び委員の選出)

第19条 特別委員会の定数及び構成は役員会が総会に提案して定める。また案件に応じ、全会員の中から有識者を加えることができる。

- 2 特別委員会の選出は、総会の構成員の中から選出したものと全会員の中から会長が推薦して総会で承認されたものとする。但し、委員の半数は総会の構成員でなければならない。
- 3 委員長の選出は互選とし、総会の承認をもって決定する。
- 4 特別委員会には役員が1名以上加わらなければならない。

(特別委員会の委員の任期)

第20条 委員長及び委員の任期は、任命又は委託の日から特別委員会設置の事由が解決したとき又はその年度の3月31日迄のいずれか短い期間とするが、設置事由が未解決の時は、総会の承認を得て1年任期で任期を更新することができる。

(特別委員会の任務)

第21条 特別委員会は会長から諮問された案件について、情報収集・対策の提言及び会長の承認を得て関係機関との折衝に当たる。又、同委員会は会長又は総会の承認を得ず独自の行動を行ってはならない。

2 特別委員会は、定期又は臨時に総会及び役員会に出席して、同委員会の審議状況を報告しなければならない。

3 役員は同委員会に出席して意見を述べることができる。

(特別委員会の経費)

第22条 特別委員会設置に合わせてその経費を予算に計上して支出することができる。又、緊急を要する場合は役員会の決議で予備費の範囲内で支出することができる。

## 第5章 役員

(役員の種類)

第23条 本会には次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
書 記	若干名
専門部長及び同副部長	20名程度

(役員を選出)

第24条 前条の役員は班長の互選による。又、特別事情がある場合、役員は班長以外の会員から選出することができる。

2 班長は役員選出前に、概ね80歳以上等を理由として会長、副会長、書記及び専門部長の就任辞退を申し出ることができる。尚理由となる基準は役員会で定める。

3 専門部の数、名称及び構成は、本会の活動実態に則して役員会で立案し、総会で決定する。

(役員の仕事)

第25条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は総務関係業務及び専門部関係業務並びに松風会に関することを分掌して会長を補佐し、又会長の事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は総会の議事録作成をはじめ、役員会等の会議及び主要業務の記録並びに本会会員名簿及び会則等の制定改定の管理を掌る。

4 専門部長は会長の命を受け、第2条の目的を達成するため、予め役員会において定めた事項の業務を分掌する。また同専門副部長はこれを補佐し、同専門部長が事故のときはその職務を代行する。

(役員の仕事)

第26条 役員の仕事は4月1日から翌年3月31日までとする。補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員の仕事は前項に定めるほか、原則として後任者が選出されるまではその職に留まり仕事を遂行する。

3 役員は再任されることができる。

### (班長)

第27条 班長は各班毎に1名を1月に選出する。

- 2 班長の選出は原則として輪番制とするが、各班の事情でこれを変えることができる。
- 3 班長が必要と認めるときは、班会を開き意見等のとりまとめをすることができる。
- 4 班長の選出に当たって、概ね80歳以上及び病気等でその職に耐えられない事情があるときは、班長就任の辞退を申し出ることができる。また現班長は当該申し出があったときは、当該家族で成人代行者の有無を含めて班会で協議し、やむを得ない状況のときはこれを免除しなければならない。
- 5 班長は総会、班会及び専門部会に出席するとともに、班内の広報伝達、意見のとりまとめ、会費の集金及び会員の入退会の事務の任務を行う。
- 6 班長の任期は第26条第1項及び第2項（役員の任期）を準用する。
- 7 班長の代理権は第10条第2項（総会の招集）を準用する。
- 8 班長が諸事情により期間内に職務を全うできない場合は、総務部が対象の班員を招集し臨時班長を選出する。

### (専門部及び部員)

第28条 各専門部長は会長の同意を得て専門部を編成し、必要あれば専門部員を招集することができる。

- 2 専門部員の選出は、班長の互選による。
- 3 専門部員は各専門部の役割に基づき、予め活動計画において定めた分掌事務を執行する。

### (顧問)

第29条 本会の運営に必要なときは、総会の承認を得て若干名の顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は会長の要請に基づき、総会又は役員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は、第26条（役員の任期）を準用する。

## 第6章 事業計画

### (事業年度)

第30条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

### (事業の方法)

第31条 本会の事業の方法については総会において定める規定によるほか役員会で決定する。

### (事業計画及び予算)

第32条 事業計画及び収支予算は毎事業年度開始前に役員会が作成するものとする。

## 第7章 会計

### (一般会計及び特別会計)

第33条 本会に一般会計のほか、必要のある場合、特別会計を設けることができる。特別会計には特定の名称を付するものとする。

2 特別会計に係る事業計画、事業報告、収支予算、収支決算及び財産目録は第11条（総会の決議事項）、第32条（事業計画及び予算）及び第35条（会計報告）の規定を準用する。

(会計年度及び資金)

第34条 会計年度は、第30条(事業年度)を準用する。

2 資金は、会費及びその他の資金で賄う。

3 入会金は1,000円、年納会費は5,000円とし、この変更は総会で審議決定する。

尚、会費の集金は6ヶ月毎とし、途中入会時は月額450円で計算する。

4 本会の財政上、臨時会費を集める必要が生じたときは、その目的、用途及び運用等を示して総会の決議を得なければならない。

(会計報告)

第35条 会長は毎事業年度終了後すみやかに、次に掲げる書類を作成し、会計監査を受け総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 収支決算書

(3) 財産目録

(資産の管理)

第36条 本会の資産は次の各号に掲げるものとする。

(1) 現金及び預貯金

(2) 購入又は寄付により保有する施設、備品など

(3) その他

2 本会の資産は資産台帳を作成して会長が管理し、その方法は役員会において決める。

(会計監査)

第37条 会計監査は班長外の会員より複数人を総会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 任期は1年とし、再任を妨げない。

3 会計監査は年1回以上会計を監査して、総会に報告する。

## 第8章 認定団体

(認定団体の定義)

第38条 本会と密接かつ相互関連する外部団体で以下の団体をいう。

(1) 加賀田中学校区青少年健全育成会(加賀田フェスティバル実行委員会を含む。)

(2) 大矢船福祉委員会

(3) 加賀田中学校区青色防犯パトロール隊

(助成金)

第39条 認定団体に対しては、その活動を支援する目的をもって、助成金を交付することができる。

但し、助成金は予算に計上して総会の承認を得なければならない。

(加賀田中学校区青少年健全育成会への派遣)

第40条 加賀田中学校区青少年健全育成会へ一定の役員要員を派遣する。

(報告及び出席)

第41条 会長は認定団体の役員に対し、年1回以上総会又は役員会に出席して、当該団体の活動状況を説明するよう求めなければならない。また認定団体の代表者は役員会に出席し、関係事項について意見を述べることができる。

## 第9章 その他

(実行委員会)

第42条 本会主催の主要行事において、実行委員会を組織して計画及び運営をすることができる。

(共済事業)

第43条 次の共済事業を行う。

(1) 災害見舞金 最高 50,000 円

(2) 弔慰金 10,000 円

(事務局)

第44条 本会に事務局を設け、若干名の書記を置くことができる。

### 附 則

この会則は、昭和55年4月1日より施行する。

この会則は、昭和63年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成3年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成12年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成13年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成18年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成21年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成27年4月1日より施行する。(改訂)

この会則は、平成28年4月1日より施行する。(改訂) 誤用語の修正 改訂

この会則は、平成30年4月1日より施行する。(改訂) 第34条の3項の改訂

この会則は、平成31年4月1日より施行する。(改訂) 第25条の2項の改訂

この会則は、平成30年4月1日より施行する。(改訂) 第7条の3項の追加

この会則は、令和4年4月1日より施行する。(改訂) 第7条の4項、第27条の8項の追加  
第28条の3項の改訂